

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
<p>1</p> <p>2 この通達の構成は、租税特別措置法「第三章 法人税法の特例」の各節を「章」とし、各章は、原則として、各条文ごとに例えば「<u>第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）</u>関係」のように区分した。</p> <p>なお、各条文ごとの区分を必要に応じてさらに「款」に区分した。</p> <p>（例）</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p> <u>第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）</u>関係</p> <p> 第1款 <u>試験研究の範囲</u></p> <p> 第2款 <u>試験研究費の額</u></p> <p> 第3款 <u>中小連結親法人</u></p> <p> 第4款 <u>その他</u></p> <p>3</p> <p>（例）</p> <p> <u>68の9(1)-1</u>……<u>第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）</u>関係の第1款の1番を示す。</p> <p>4</p>	<p>1</p> <p>2 この通達の構成は、租税特別措置法「第三章 法人税法の特例」の各節を「章」とし、各章は、原則として、各条文ごとに例えば「<u>第68条の16（特定設備等の特別償却）</u>関係」のように区分した。</p> <p>なお、各条文ごとの区分を必要に応じてさらに「款」に区分した。</p> <p>（例）</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p> <u>第68条の16（特定設備等の特別償却）</u>関係</p> <p> 第1款 <u>共通事項</u></p> <p> 第2款 <u>再生可能エネルギー発電設備等</u></p> <p> 第3款 <u>海洋運輸業等</u></p> <p>3</p> <p>（例）</p> <p> <u>68の16(1)-1</u>……<u>第68条の16（特定設備等の特別償却）</u>関係の第1款の1番を示す。</p> <p>4</p>

二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>第 2 章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 68 条の 9 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 <u>試験研究</u>の範囲</p> <p>第 2 款 試験研究費の額</p> <p>第 3 款 中小連結親法人</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 68 条の 10～第 68 条の 36 《共通事項》関係</p> <p>第 68 条の 11 《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 13 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又 は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 の 2 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 の 3 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 15 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別 償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 15 の 3 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合</p>	<p>.....</p> <p>第 2 章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 68 条の 9 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 <u>試験研究費</u>の範囲</p> <p>第 2 款 試験研究費の額</p> <p>第 3 款 中小連結親法人</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 68 条の 10～第 68 条の 36 《共通事項》関係</p> <p><u>第 68 条の 10 《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法 人税額の特別控除》関係</u></p> <p>第 68 条の 11 《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 13 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又 は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 の 2 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 の 3 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 15 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別 償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 15 の 3 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 5 《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 6 《給与等の<u>支給額が増加した場合</u>の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 6 の 2 《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 8 《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 16 《<u>特定船舶</u>の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 18 《被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 19 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 20 《特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 24 《共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 33 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増 償却) 関係</p> <p>第 68 条の 35 《特定都市再生建築物の割増償却) 関係</p>	<p>の法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 68 条の 15 の 4 《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>第 68 条の 15 の 5 《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 6 《給与等の<u>引上げ及び設備投資を行った場合等</u>の法人税額 の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 6 の 2 《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 8 《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 16 《<u>特定設備等</u>の特別償却) 関係</p> <p><u>第 1 款 共通事項</u></p> <p><u>第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等</u></p> <p><u>第 3 款 海洋運輸業等</u></p> <p>第 68 条の 18 《被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 19 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 20 《特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 24 《共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 《特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 《医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 33 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増 償却) 関係</p> <p>第 68 条の 35 《特定都市再生建築物の割増償却) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>.....</p>	<p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>.....</p>
<p>第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 85 (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係</p> <p> 第 1 款 収用等の範囲</p> <p> 第 2 款 補償金の範囲等</p> <p> 第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p> 第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p> 第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p> 第 2 款 その他</p> <p>第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">係</p>	<p>第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 85 (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係</p> <p> 第 1 款 収用等の範囲</p> <p> 第 2 款 補償金の範囲等</p> <p> 第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p> 第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p> 第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p> 第 2 款 その他</p> <p>第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第68条の84（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例） 関係</p> <p>第68条の85（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p><u>第68条の86（株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例）</u> 関係</p> <p>.....</p>	<p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第68条の84（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例） 関係</p> <p>第68条の85（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>.....</p>

三 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>（適用除外事業者であるかどうかの判定）</u></p> <p><u>68の8-1</u> 措置法第68条の8第1項の規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第68条の9第8項第7号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>仕組み等に係る情報を自社の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。) その他の単なる模倣を目的とする活動</u></p> <p>(3) <u>事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更</u></p> <p>(4) <u>既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓</u></p> <p>(5) <u>単なる製品のデザインの考案</u></p> <p>(6) <u>製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験</u></p> <p>(7) <u>完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集</u></p> <p>(8) <u>既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入</u></p> <p>(9) <u>既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理</u></p> <p>(10) <u>生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換</u></p> <p>(11) <u>生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作</u></p> <p>(12) <u>特許の出願及び訴訟に関する事務手続</u></p> <p>(13) <u>地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集</u></p> <p>(14) <u>製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動</u></p> <p>(15) <u>ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作</u></p> <p><u>(研究開発費として損金経理をした金額の範囲)</u></p> <p><u>68の9(1)-3 措置法第68条の9第8項第1号イ(1)の「研究開発費として損金経理」をした金額には、研究開発費の科目をもって経理を行っていない金額であ</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>っても、連結法人の財務諸表の注記において研究開発費の総額に含まれていることが明らかなものが含まれるものとする。</u></p> <p>(新たな役務の意義)</p> <p><u>68の9(1)-4</u> 措置法第68条の9第8項第1号イ(2)に規定する試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、<u>同号イ(2)の「新たな役務」</u>に該当するかどうかは、その役務を提供する連結法人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。</p> <p>(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)</p> <p><u>68の9(1)-5</u> 連結法人が従前に提供している役務がある場合において、当該連結法人が提供する役務が措置法第68条の9第8項第1号イ(2)の「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該連結法人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該連結法人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。</p> <p>(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)</p> <p><u>68の9(1)-6</u> サービス設計工程（措置法令第39条の39第3項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の全てが行われるかどうかは、連結法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てが当該連結事業年度に完了していない場合又は当該連結事業年度において試験研究が中止になった場合であっても、連結法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の</p>	<p>(新たな役務の意義)</p> <p><u>68の9(1)-1</u> 措置法第68条の9第8項第1号の役務の開発を目的として行われる試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、<u>同号に規定する「新たな役務」</u>に該当するかどうかは、その役務を提供する連結法人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。</p> <p>(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)</p> <p><u>68の9(1)-2</u> 連結法人が従前に提供している役務がある場合において、当該連結法人が提供する役務が措置法第68条の9第8項第1号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該連結法人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該連結法人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。</p> <p>(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)</p> <p><u>68の9(1)-3</u> サービス設計工程（措置法令第39条の39第2項各号に掲げるものをいう。以下<u>68の9(1)-3</u>において同じ。）の全てが行われるかどうかは、連結法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てが当該連結事業年度に完了していない場合又は当該連結事業年度において試験研究が中止になった場合であっても、連結法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究</p>

改 正 後	改 正 前
<p>全てが行われる試験研究に該当することに留意する。</p> <p>⑥</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 9(2) - 1 措置法第 68 条の 9 の規定の適用上、同条第 8 項第 1 号に規定する試験研究費の額 (以下「<u>試験研究費の額</u>」という。) の計算上控除される同号の「他の者……から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</p> <p>(1) 国等からその<u>試験研究費の額に係る費用</u>に充てるため交付を受けた補助金 (法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等を含む。) の額</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>⑥ 1 <u>国庫補助金等の額</u>を法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 43 条第 1 項に規定する特別勘定を設ける方法により経理した場合又は同条第 6 項に規定する期中特別勘定を設けた場合には、当該<u>国庫補助金等の額</u>は、これらの項の規定の適用を受ける連結事業年度においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額を計算する場合の法第 43 条第 3 項の規定により益金の額に算入する日を含む連結事業年度において、当該益金の額に算入する金額 (当該連結事業年度において返還すべきことが確定したことにより益金の額に算入する金額を除く。) を「他の者から支払を受ける金額」に含める。</p> <p>2</p>	<p>はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。</p> <p>⑥</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 9(2) - 1 措置法第 68 条の 9 の規定の適用上、同条第 8 項第 1 号に規定する試験研究費 (以下「<u>試験研究費</u>」という。) の額から控除する同条第 1 項に規定する「他の者 (当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。) から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</p> <p>(1) 国等からその<u>試験研究費</u>に充てるため交付を受けた補助金 (法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等を含む。)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>⑥ 1 <u>国庫補助金等</u>を法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 43 条第 1 項に規定する特別勘定を設ける方法により経理した場合又は同条第 6 項に規定する期中特別勘定を設けた場合には、当該<u>国庫補助金等</u>は、これらの項の規定の適用を受ける連結事業年度においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額を計算する場合の法第 43 条第 3 項の規定により益金の額に算入する日を含む連結事業年度において、当該益金の額に算入する金額 (当該連結事業年度において返還すべきことが確定したことにより益金の額に算入する金額を除く。) を「他の者から支払を受ける金額」に含める。</p> <p>2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>68の9(2)ー2 <u>措置法第68条の9の規定の適用上、適用年度(同条第8項第3号に規定する適用年度をいう。以下同じ。)、比較年度(同項第4号の「適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の3年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度」又は「3年以内事業年度」をいう。以下同じ。)</u>及び<u>基準連結事業年度等(同項第5号の2に規定する基準連結事業年度等をいう。以下同じ。)</u>の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、各連結法人ごとに継続して同一の方法によることに留意する。</p>	<p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>68の9(2)ー2 <u>措置法第68条の9第1項の規定は、増減試験研究費割合(同条第8項第3号に規定する増減試験研究費割合をいう。)</u>に応じ適用されるものであるから、適用年度(同号に規定する適用年度をいう。以下同じ。)及び比較年度(同項第4号に規定する「当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の3年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度」又は「当該3年以内事業年度」をいう。以下同じ。)の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、各連結法人ごとに継続して同一の方法によることに留意する。</p>
<p>(試験研究費の額に含まれる人件費の額)</p> <p>68の9(2)ー3 <u>試験研究費の額に含まれる人件費の額は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者(措置法令第39条の39第3項に規定する試験研究にあつては、措置法規則第22条の23第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者)に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(試験研究費に含まれる人件費)</p> <p>68の9(2)ー3 <u>試験研究費に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者(措置法令第39条の39第3項第2号に掲げる試験研究にあつては、措置法規則第20条の23第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者)に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</u></p>
<p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>68の9(2)ー4 試験研究費の額には、連結法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役</p>	<p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>68の9(2)ー4 試験研究費の額には、連結法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役</p>

改 正 後	改 正 前
<p>務の提供を目的として措置法令第 39 条の 39 第 3 項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第 68 条の 41 の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p> <p>(試験研究用固定資産の除却損等の額)</p> <p>68 の 9(2)－5 試験研究用固定資産の除却損又は譲渡損の額のうち、災害、研究項目の廃止等に基づき臨時的、偶発的に発生するものは試験研究費の額に含まれないのであるが、試験研究の継続過程において通常行われる取替更新に基づくものは試験研究費の額に含まれる。</p> <p>(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p>68 の 9(2)－6 試験研究費の額の範囲が改正された場合には、比較年度及び基準連結事業年度等の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p>(連結法人のうちに設立初年度の法人が含まれている場合の試験研究費の額の合計額)</p> <p>68 の 9(2)－7 適用年度の連結親法人及びその連結子法人の試験研究費の額の合計額には、当該適用年度が設立事業年度である連結法人の試験研究費の額が含まれることに留意する。</p> <p>(連結完全支配関係を有することとなった場合の比較試験研究費の額等)</p> <p>68 の 9(2)－8 連結法人が連結親法人事業年度(法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)の途中で連結親法人との間に連結完全</p>	<p>務の提供を目的として措置法令第 39 条の 39 第 2 項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第 68 条の 41 の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p> <p>(試験研究用固定資産の除却損等)</p> <p>68 の 9(2)－5 試験研究用固定資産の除却損又は譲渡損のうち、災害、研究項目の廃止等に基づき臨時的、偶発的に発生するものは試験研究費に含まれないのであるが、試験研究の継続過程において通常行われる取替更新に基づくものは試験研究費に含まれる。</p> <p>(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p>68 の 9(2)－6 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、比較年度の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p>(連結法人のうちに設立初年度の法人が含まれている場合の試験研究費の額の合計額)</p> <p>68 の 9(2)－7 適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結親法人及びその連結子法人の試験研究費の額の合計額には、当該適用年度が設立事業年度である連結法人の試験研究費の額が含まれることに留意する。</p> <p>(連結完全支配関係を有することとなった場合の比較試験研究費の額)</p> <p>68 の 9(2)－8 連結法人が連結親法人事業年度(法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)の途中で連結親法人との間に連結完全</p>

改 正 後	改 正 前
<p>支配関係を有することとなった連結子法人である場合において、当該連結子法人のその有することとなった日の前日を含む事業年度の<u>措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号に規定する試験研究費の額は、当該連結子法人のその有することとなった日を含む連結事業年度における措置法第 68 条の 9 第 8 項第 4 号に規定する比較試験研究費の額及び同項第 5 号の 3 に規定する基準年度試験研究費の額の計算の基礎となることに留意する。</u></p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 9 (3) - 1 措置法第 68 条の 9 第 4 項から第 6 項までの規定の適用上、連結親法人が中小連結法人（同条第 8 項第 6 号に規定する中小連結法人をいう。<u>以下同じ。</u>）に該当するかどうかの判定は、当該連結事業年度終了の時の現況によるものとする。</p> <p><u>また、措置法規則第 22 条の 23 第 18 項又は第 26 項の規定の適用上、連結法人が中小連結法人に該当するかどうかの判定は、措置法令第 39 条の 39 第 26 項第 1 号又は第 6 号に規定する契約又は協定の締結時の現況によるものとする。</u></p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 9 (3) - 1 の 2 <u>連結法人が適用除外事業者(措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する適用除外事業者をいう。)</u>に該当するかどうかの判定に当たっては、同号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第 39 条の 39 第 21 項各号に掲げる事由がある場合の<u>同条第 22 項</u></p>	<p>支配関係を有することとなった連結子法人である場合において、当該連結子法人のその有することとなった日の前日を含む事業年度の<u>所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額は、当該連結子法人のその有することとなった日を含む連結事業年度における措置法第 68 条の 9 第 8 項第 4 号に規定する比較試験研究費の額の計算の基礎となることに留意する。</u></p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 9 (3) - 1 措置法第 68 条の 9 第 4 項から第 6 項までの規定の適用上、連結親法人が中小連結法人（同条第 8 項第 6 号に規定する中小連結法人をいう。）に該当するかどうかの判定は、当該連結事業年度終了の時の現況によるものとする。</p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 9 (3) - 1 の 2 <u>措置法第 68 条の 9 第 4 項から第 6 項までの規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者（同条第 8 項第 7 号に規定する適用除外事業者をいう。)</u>に該当するかどうかの判定に当たっては、同号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の<u>同条第 13 項</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>各号に定める金額の計算についても、同様とする。</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>68の9(3)-2 措置法令第39条の39第20項の規定により中小連結親法人(措置法第68条の9第4項に規定する中小連結親法人をいう。以下同じ。)に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない連結親法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の連結親法人については、措置法令第39条の39第20項第1号イ及びロに掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が1,000人を超えても中小連結親法人に該当することに留意する。</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68の9(3)-3 措置法令第39条の39第20項の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定することに留意する。この場合において、連結法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p>(連結事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68の9(4)-1 措置法令第39条の39第26項第2号から第4号まで又は第7号から第11号までの規定の適用上、連結法人と共同し若しくは連結法人から委託を受けて試験研究を行う者又は連結法人から同号に規定する知的財産権(以下「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、当該連結法人の連結事業年度の中途において同項第2号若しくは第8号に規定する新事業開拓事業者等</p>	<p>各号に定める金額の計算についても、同様とする。</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>68の9(3)-2 措置法令第39条の39第11項の規定により中小連結親法人に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない連結親法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の連結親法人については、同項第1号イ及びロに掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が1,000人を超えても中小連結親法人に該当することに留意する。</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68の9(3)-3 措置法令第39条の39第11項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定することに留意する。この場合において、連結法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p>(連結事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68の9(4)-1 措置法令第39条の39第17項第2号、第3号又は第6号から第9号までの規定の適用上、連結法人と共同し若しくは連結法人から委託を受けて試験研究を行う者又は連結法人から同号に規定する知的財産権(以下「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、当該連結法人の連結事業年度の中途において同項第2号若しくは第7号に規定する新事業開拓事業者等、同</p>

改 正 後

(以下「新事業開拓事業者等」という。)、同項第3号若しくは第9号に規定する成果活用促進事業者(以下「成果活用促進事業者」という。)、同項第4号若しくは第10号に規定する他の者(以下「他の者」という。)又は同項第7号若しくは第11号に規定する特定中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該連結法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第68条の9第8項第8号に規定する特別試験研究費の額(以下「特別試験研究費の額」という。)に該当しないことに留意する。

㉞ 連結法人と共同し若しくは連結法人から委託を受けて試験研究を行う者又は連結法人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において新事業開拓事業者等、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらにこれらに該当することとなったときであっても、当該連結法人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(知的財産権の使用料)

68の9(4)-2 連結法人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額のうち措置法規則第22条の23第39項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第68条の9第7項の規定の適用はないが、同条第1項又は第4項の規定の適用はあることに留意する。

改 正 前

項第3号若しくは第8号に規定する他の者又は同項第6号若しくは第9号に規定する特定中小企業者等に該当しないこととなった場合には、当該連結法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第68条の9第8項第8号に規定する特別試験研究費の額(以下「特別試験研究費の額」という。)に該当しないことに留意する。

㉞ 連結法人と共同し若しくは連結法人から委託を受けて試験研究を行う者又は連結法人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第39条の39第17項第2号若しくは第7号に規定する新事業開拓事業者等、同項第3号若しくは第8号に規定する他の者又は同項第6号若しくは第9号に規定する特定中小企業者等に該当しない場合には、たとえその後これらにこれらに該当することとなったときであっても、当該連結法人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(知的財産権の使用料)

68の9(4)-2 連結法人が措置法令第39条の39第17項第9号の特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究のために要する費用の額のうち、措置法規則第22条の23第28項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものであっても、試験研究費に該当する費用の額は措置法第68条の9第1項又は第4項の規定の適用があることに留意する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)</p> <p>68 の 9 (4) -3 措置法規則第 22 条の 23 第 32 項の「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>68 の 9 (4) -4 移転事業 (措置法令第 39 条の 39 第 9 項に規定する移転事業をいう。以下同じ。) と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額 (連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号に規定する試験研究費の額。以下同じ。) がある場合における措置法令第 39 条の 39 第 9 項に規定する合理的な方法とは、当該試験研究費の額をその試験研究の内容、性質等に応じた合理的な基準により、それぞれの事業に配分する方法をいうのであるから、留意する。</p> <p>同条第 16 項に規定する売上金額及び試験研究費の額並びに同条第 30 項に規定する売上金額についても、同様とする。</p> <p>(注)</p>	<p>(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)</p> <p>68 の 9 (4) -3 措置法規則第 22 条の 23 第 22 項に規定する「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>68 の 9 (4) -4 移転事業 (措置法令第 39 条の 39 第 8 項に規定する移転事業をいう。以下同じ。) と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額 (連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額。以下同じ。) がある場合における同項に規定する合理的な方法とは、当該試験研究費の額をその試験研究の内容、性質等に応じた合理的な基準により、それぞれの事業に配分する方法をいうのであるから、留意する。</p> <p>同条第 23 項に規定する売上金額についても、同様とする。</p> <p>(注)</p>

五 第 68 条の 10～第 68 条の 36(共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却対象資産の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－1 措置法第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－2 連結法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定(同法第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 の 2 第 1 項、第 43 条から第 48 条までの規定を含む。)による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第 68 条の 40 第 1 項(同法第 52 条の 2 第 1 項を含む。)に規定する特別償却不</p>	<p>(<u>特定設備等の特別償却の計算</u>)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－1 措置法<u>第 68 条の 10 第 1 項</u>、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 4 第 1 項</u>、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－2 連結法人が、その有する減価償却資産について、措置法<u>第 68 条の 10 第 1 項</u>、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 4 第 1 項</u>、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定(同法<u>第 42 条の 5 第 1 項</u>、<u>第 42 条の 6 第 1 項</u>、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 3 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 の 2 第 1 項、第 43 条から第 48 条までの規定を含む。)による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>足額若しくは措置法第 68 条の 40 第 4 項（同法第 52 条の 2 第 4 項を含む。）に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第 68 条の 41 の規定（同法第 52 条の 3 の規定を含む。）による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共)－3 措置法第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 15 の 6 の 2、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定並びにこれらの規定に係る措置法第 68 条の 41 第 1 項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共)－4 繰越税額控除限度超過額(措置法第 68 条の 11 第 4 項、</p>	<p>計算を行い、措置法第 68 条の 40 第 1 項（同法第 52 条の 2 第 1 項を含む。）に規定する特別償却不足額若しくは措置法第 68 条の 40 第 4 項(同法第 52 条の 2 第 4 項を含む。)に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第 68 条の 41 の規定(同法第 52 条の 3 の規定を含む。)による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共)－3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、<u>第 68 条の 15 の 4</u>、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 15 の 6 の 2、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定並びにこれらの規定に係る措置法第 68 条の 41 第 1 項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共)－4 繰越税額控除限度超過額(措置法第 68 条の 11 第 4 項、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 13 第 3 項又は第 68 条の 15 の 5 第 4 項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。)を有している連結法人が、当該連結法人を被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。)とする合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。)を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税額控除限度額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</p> <p>(信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -5 受益者等課税信託(法第 12 条第 1 項に規定する受益者(同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の受益者等である連結法人が、その信託財産に属する減価償却資産について措置法第 3 章第 10 節の規定による特別償却等の適用を受ける場合において、これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその連結確定申告書等に添付し、又は保存する必要があるときには、その添付又は保存に当たっては、これらの書類が当該連結法人の有する信託財産に属する減価償却資産に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</p>	<p>第 68 条の 13 第 3 項、第 68 条の 15 の 4 第 4 項又は第 68 条の 15 の 5 第 4 項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。)を有している連結法人が、当該連結法人を被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。)とする合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。)を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税額控除限度額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</p> <p>(信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -5 受益者等課税信託(法第 12 条第 1 項に規定する受益者(同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の受益者等である連結法人が、その信託財産に属する減価償却資産について措置法第 3 章第 10 節の規定による特別償却等の適用を受ける場合において、これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその連結確定申告書等に添付する必要があるときには、その添付に当たっては、これらの書類が当該連結法人の有する信託財産に属する減価償却資産に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</p>

六 旧第 68 条の 10 (高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 68 条の 10 (高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68 の 10-1 連結法人が、その取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした措置法第 68 条の 10 第 1 項に規定する高度省エネルギー増進設備等 (以下 68 の 10-2 までにおいて「高度省エネルギー増進設備等」という。) を自己の下請業者に貸与した場合において、当該高度省エネルギー増進設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該高度省エネルギー増進設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものであるものとして同条の規定を適用する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(中小連結法人であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 10-2 措置法第 68 条の 10 第 2 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定 (同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。) は、高度省エネルギー増進設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 10-2 の 2 措置法第 68 条の 10 第 2 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者 (同項に規定する適用除外事業者をいう。) に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(註) 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p><u>(高度省エネルギー増進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68 の 10-3 連結法人が措置法第 68 条の 10 第 1 項(同法第 42 条の 5 第 1 項を含む。)に規定する高度省エネルギー増進設備等を事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該高度省エネルギー増進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった高度省エネルギー増進設備等に係る措置法第 68 条の 10 第 2 項(同法第 42 条の 5 第 2 項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68 の 10-4 措置法第 68 条の 10 第 5 項の規定により同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用がない同条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項及び第 2 項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 5 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けることができる。</u></p>
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	

七 第 68 条の 11 (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11-1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する中小連結法人 (以下「中小連結法人」という。) に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作 (以下「取得等」という。) をして措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する指定事業の用 (以下「指定事業の用」という。) に供した措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する特定機械装置等 (以下 68 の 11-8 までにおいて「特定機械装置等」という。) については、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法令第 39 条の 41 第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小連結法人に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>㊦ 連結法人が各連結事業年度の中途において特定中小連結法人 (措置法第 68 条の 11 第 2 項に規定する「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」をいう。) に該当しないこととなった場合の同項の規定の適用についても、同様とする。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11-1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する中小連結法人 (以下「中小連結法人」という。) に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作 (以下「取得等」という。) をして同項に規定する事業として措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する指定事業 (以下 68 の 11-10 までにおいて「指定事業」という。) の用に供した措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する特定機械装置等 (以下 68 の 11-8 までにおいて「特定機械装置等」という。) については、<u>同項に規定する適用除外事業者</u>に該当しない限り、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法令第 39 条の 41 第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小連結法人に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>㊦ 連結法人が各連結事業年度の中途において特定中小連結法人 (措置法第 68 条の 11 第 2 項に規定する「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」をいう。以下同じ。) に該当しないこととなった場合の同項の規定の適用についても、同様とする。</p> <p><u>(従業員数基準の適用)</u></p> <p>68 の 11-1 の 2 措置法令第 39 条の 41 第 1 項の規定により中小連結法人に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない連結法人のみであるから、<u>資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の連結法人については、同項第 1 号イ及びロに掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超えても中小連結法人に該当することに留意</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2 措置法令第 39 条の 41 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる機械及び装置又は工具の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 120 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機の</p>	<p>する。</p> <p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p><u>68 の 11-1 の 3 措置法令第 39 条の 41 第 1 項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、連結法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</u></p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 11-1 の 4 措置法第 68 条の 11 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者（同条第 1 項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2 措置法令第 39 条の 41 第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する機械及び装置又は工具の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 120 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>④ 措置法令第39条の41第1項に係る措置法規則第20条の3第1項に規定する工具の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、各連結法人が同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>68の11-3 措置法令第39条の41第1項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>68の11-4 連結法人の営む事業が指定事業の用に係る事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>68の11-5</p> <p>④1 措置法令第27条の6第5項の「鉱業」については、日本標準産業分類の</p>	<p>のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>④ 措置法令第39条の41第2項に係る措置法規則第20条の3第1項に規定する工具の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、各連結法人が同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>68の11-3 措置法令第39条の41第2項第1号から第3号までに規定する機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>68の11-4 連結法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>68の11-5</p> <p>④1 措置法第68条の11第1項に規定する指定事業に該当する措置法令第27</p>

改 正 後	改 正 前
<p>「大分類C鉱業，採石業，砂利採取業」に分類する事業が該当する。</p> <p>2 措置法規則第20条の3第5項第12号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G情報通信業」（通信業を除く。）、「小分類693駐車場業」、<u>「中分類70物品賃貸業」</u>、「大分類L学術研究，専門・技術サービス業」、「中分類75宿泊業」、「中分類78洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79その他の生活関連サービス業」（旅行業を除く。）、「大分類O教育，学習支援業」、「大分類P医療，福祉」、「中分類87協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Rサービス業（他に分類されないもの）」に分類する事業が該当する。</p> <p>（その他これらに類する事業に含まれないもの）</p> <p>68の11-6 <u>措置法第68条の11の規定の適用上、措置法規則第20条の3第5項第2号括弧書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。</u></p> <p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p>68の11-8 連結法人が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該連結法人の営む事業の用に供したものと取り扱う。</p>	<p>条の6第5項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類C鉱業，採石業，砂利採取業」に分類する事業が該当する。</p> <p>2 <u>措置法第68条の11第1項に規定する指定事業に該当する措置法規則第20条の3第5項第11号</u>に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G情報通信業」（通信業を除く。）、「小分類693駐車場業」、「大分類L学術研究，専門・技術サービス業」、「中分類75宿泊業」、「中分類78洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79その他の生活関連サービス業」（旅行業を除く。）、「大分類O教育，学習支援業」、「大分類P医療，福祉」、「中分類87協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Rサービス業（他に分類されないもの）」に分類する事業が該当する。</p> <p>（その他これらに類する事業に含まれないもの）</p> <p>68の11-6 <u>措置法第68条の11第1項に規定する指定事業に該当しない措置法規則第20条の3第5項第2号括弧書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。</u></p> <p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p>68の11-8 <u>中小連結法人である連結法人が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該連結法人の営む事業の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>㊦ 特定中小連結法人が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合についても同様とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>68の11-10の2 連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第68条の11第1項及び第2項の規定の適用があるものとする。</u></p>

八 第68条の14の3(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした特定地域経済牽引事業施設等の取得価額)</p> <p>68の14の3-1 措置法令第39条の44の3第1項に規定する令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(68の14の3-7(2)中「特定事業用機械等」とあるのを「特定地域経済牽引事業施設等」と読み替えた場合における68の14の3-7(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の68の14の3-7(2)に掲げる場合にあつては、68の14の3-7(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>(圧縮記帳をした特定地域経済牽引事業施設等の取得価額)</p> <p>68の14の3-1 措置法令第39条の44の3に規定する令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(68の14の3-7(2)中「特定事業用機械等」とあるのを「特定地域経済牽引事業施設等」と読み替えた場合における68の14の3-7(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の68の14の3-7(2)に掲げる場合にあつては、68の14の3-7(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>

九 第 68 条の 15 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15-2 措置法第 68 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定(措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、措置法第 68 条の 15 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15-2 措置法第 68 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定(同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、措置法第 68 条の 15 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 15-2 の 2 措置法第 68 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者(措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>

十 旧第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(中小連結法人であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 15 の 4-1 措置法第 68 条の 15 の 4 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が同条第 1 項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定(同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u>は、同項に規定する経営改善設備の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p><u>(註) 連結法人が同条第 2 項に規定する「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」に該当するかどうかの判定(同条第 1 項に規定する適用除外事業者</u>に該当するかどうかの判定を除く。)についても同様とする。</p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 15 の 4-1 の 2 措置法第 68 条の 15 の 4 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者(同条第 1 項に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(註) 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(圧縮記帳をした経営改善設備の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 4-2 措置法令第 39 条の 45 の 4 第 2 項に規定する器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が 30 万円以上又は 60 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品又は建物附属設備が法第 81 条の 3 第 1 項の規</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(主たる事業でない場合の適用)</u></p> <p><u>68の15の4-3 連結法人の営む事業が措置法第68条の15の4第1項に係る措置法第42条の12の3第1項に規定する指定事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(事業の判定)</u></p> <p><u>68の15の4-4 連結法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される経営改善設備)</u></p> <p><u>68の15の4-5 指定事業とその他の事業とを営む連結法人が、その取得等をした措置法第68条の15の4第1項に規定する経営改善設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(経営改善設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68の15の4-6 連結法人が措置法第68条の15の4第1項（同法第42条の12の3第1項を含む。）に規定する経営改善設備を指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。）後の連結事業年度において当該経営改善設備の対価</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった経営改善設備に係る措置法第 68 条の 15 の 4 第 2 項 (同法第 42 条の 12 の 3 第 2 項を含む。) に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68 の 15 の 4-7 措置法第 68 条の 15 の 4 第 7 項の規定により同条第 1 項から第 3 項までの規定の適用がない同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 3 項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散 (合併による解散を除く。) の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 7 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けることができる。</u></p>

十一 第 68 条の 15 の 5 ((中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15 の 5-1 措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が同条第 1 項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定 (<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する適用除外事業者 (以下「適用除外事業者」という。)</u> に該当するかどうかの判定を除く。) は、<u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項に規定する特定経営力向上設備等 (以下 68 の 15 の 5-9 までにおいて「特定経営力向上設備等」という。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15 の 5-1 措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が同条第 1 項に規定する「<u>中小連結親法人</u>」又は「<u>中小連結子法人</u>」に該当するかどうかの判定 (<u>同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。</u>) は、<u>同項に規定する特定経営力向上設備等 (以下 68 の 15 の 5-9 までにおいて「特定経営力向上設備等」という。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="286 225 1122 347">(㉔) 連結法人が同条第2項第1号に規定する「特定中小連結親法人等」に該当するかどうかの判定（適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）についても同様とする。</p> <p data-bbox="1021 421 1111 448">(廃 止)</p> <p data-bbox="264 967 533 994">68の15の5-3 <u>削 除</u></p> <p data-bbox="277 1315 607 1342">(主たる事業でない場合の適用)</p> <p data-bbox="264 1362 1122 1439">68の15の5-6 連結法人の営む事業が措置法第68条の15の5第1項に規定する<u>指定事業の用</u>に係る事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうか</p>	<p data-bbox="1193 225 2029 347">(㉔) 連結法人が同条第2項第1号に規定する「特定中小連結親法人等」に該当するかどうかの判定（<u>同条第1項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。</u>）についても同様とする。</p> <p data-bbox="1178 421 1619 448"><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p data-bbox="1167 472 2029 746">68の15の5-1の2 <u>措置法第68条の15の5第1項又は第2項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者（同条第1項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第68条の9第8項第7号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p data-bbox="1193 770 2029 847">(㉔) <u>措置法令第39条の39第12項各号に掲げる事由がある場合の同条第13項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p data-bbox="1178 919 1485 946"><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p data-bbox="1167 970 2029 1244">68の15の5-3 <u>連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第68条の15の5第1項及び第2項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p data-bbox="1178 1315 1507 1342">(主たる事業でない場合の適用)</p> <p data-bbox="1167 1362 2029 1439">68の15の5-6 連結法人の営む事業が措置法第68条の15の5第1項に規定する<u>事業の用</u>に係る事業（以下「指定事業」という。）に該当するかどうかは、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 15 の 5-8 連結法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営力向上設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p>	<p>当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 15 の 5-8 <u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項に規定する「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」である</u>連結法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営力向上設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p>

十二 第 68 条の 15 の 6 (給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 15 の 6 (給与等の<u>支給額が増加した場合の法人税額の特別控除</u>) 関係</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15 の 6-1 措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項の規定の適用上、連結親法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定(<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。</u>)は、<u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項の規定の適用を受ける連結事業年度終了の時の現況によるものとする。</u></p>	<p>第 68 条の 15 の 6 (給与等の<u>引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除</u>) 関係</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15 の 6-1 措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項の規定の適用上、連結親法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定(<u>同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。</u>)は、<u>同項の規定の適用を受ける連結事業年度終了の時の現況によるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 15 の 6-1 の 2 <u>削 除</u></p> <p>(給与等の範囲)</p> <p>68 の 15 の 6-1 の 3 措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 2 号の給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）に記載された支給額（措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 1 号の<u>国内新規雇用者又は同項第 8 号の国内雇用者において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。</u>）のみを対象として<u>同項第 3 号から第 5 号まで並びに第 9 号及び第 10 号の「給与等の支給額」</u>を計算するなど、各連結法人ごとに合理的な方法により<u>継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。</u></p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 15 の 6-2 措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号から第 5 号まで及び第 9 号から第 11 号までの規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が<u>該当する。</u></p>	<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>68 の 15 の 6-1 の 2 <u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項の規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(給与等の範囲)</p> <p>68 の 15 の 6-1 の 3 措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 2 号の給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に記載された支給額（措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 1 号の<u>国内雇用者において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。</u>）のみを対象として<u>同項第 3 号及び第 4 号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」</u>を計算するなど、各連結法人ごとに合理的な方法により<u>継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。</u></p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 15 の 6-2 措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に<u>連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。</u>）から支払を受ける金額」には、<u>例えば、次に掲げる金額が含まれる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける連結法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額</u></p> <p>(2) <u>(1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、連結法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を<u>出向させている連結法人</u>をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（以下「給与負担金の額」という。）</u></p> <p><u>（雇用安定助成金額の範囲）</u></p> <p><u>68の15の6-2の2 措置法第68条の15の6第3項第3号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。</u></p> <p><u>(1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額</u></p> <p><u>(2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額</u></p> <p>（出向先法人が支出する給与負担金）</p>	<p>(1) <u>雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p> <p>(2) <u>法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を<u>出向させている法人</u>をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（以下「給与負担金の額」という。）</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（出向先法人が支出する給与負担金）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 15 の 6-3 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号から第 5 号まで並びに第 9 号及び第 10 号の「給与等の支給額」に含まれる。この場合において、当該出向者が当該出向元法人において雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者(以下「一般被保険者」という。)に該当するときは、当該出向者は当該出向先法人において一般被保険者に該当するものとして、措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 4 号の新規雇用者給与等支給額及び同項第 5 号の新規雇用者比較給与等支給額を算定する。</p> <p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>68 の 15 の 6-4 措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号から第 5 号まで並びに第 9 号及び第 10 号の「給与等の支給額」は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、各連結法人ごとに継続してその給与等を支給した日の属する連結事業年度の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>68 の 15 の 6-3 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された<u>労働基準法第 108 条に規定する</u>貸金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号及び第 4 号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。</p> <p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>68 の 15 の 6-4 措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号及び第 4 号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、各連結法人ごとに継続してその給与等を支給した日の属する連結事業年度の<u>国内雇用者に対する給与等の支給額に含める</u>こととしている場合には、その計算を認める。</p> <p>68 の 15 の 6-5 <u>削 除</u></p> <p><u>(国内資産の内外判定)</u></p> <p>68 の 15 の 6-6 措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 7 号に規定する国内資産(以下「国内資産」という。)に該当するかどうかは、その資産が連結法人の事業</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産（令第13条第8号に掲げる無形固定資産をいう。）が事業の用に供される場所については、原則として、それぞれ次に定める場所による。</u></p> <p>(1) <u>鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採石権等」という。）を含む。） 鉱業権に係る鉱区（租鉱権にあつてはこれに係る租鉱区、採石権等にあつてはこれらに係る採石場）の所在する場所</u></p> <p>(2) <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用される場所</u></p> <p>(3) <u>ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所</u></p> <p>(注) <u>一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>（国内事業供用が見込まれる場合の国内資産の判定）</u></p> <p><u>68の15の6-7 措置法第68条の15の6の規定の適用上、連結法人の有する資産が適用年度終了の日において当該連結法人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内において当該連結法人の事業の用に供されることが見込まれるときには、当該資産は国内資産に該当することに留意する。</u></p> <p><u>（資本的支出）</u></p> <p><u>68の15の6-8 連結法人の有する国内資産につき資本的支出を行った場合の当該資本的支出に係る金額は、68の15の6-11ただし書の適用があるものを除き、措置法第68条の15の6第3項第7号に規定する国内設備投資額（以下「国内設備投資額」という。）に含まれるものとする。</u></p>

(廃止)

(廃止)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(圧縮記帳をした国内資産の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 6-9 連結法人の有する国内資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合における措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 7 号の「国内資産 (……) で当該適用年度終了の日において有するものの取得価額」は、その圧縮記帳前の実際の取得価額 (68 の 15 の 6-11 ただし書の適用があるものにあつては、その圧縮記帳前の実際の取得価額から同通達の「当該連結法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額」を控除した金額) によるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(贈与による取得があつたものとされる場合の適用除外)</u></p> <p><u>68 の 15 の 6-10 措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 7 号の規定により、贈与による取得は同号の取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>資産を著しく低い対価の額で取得した場合において、その対価の額と取得の時における当該資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同号の規定の適用に当たっては、当該対価の額による取得があつたものとする。</u></p> <p>(2) <u>資産を著しく高い対価の額で取得した場合において、その対価の額と取得の時における当該資産の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同号の規定の適用に当たっては、当該資産の価額による取得があつたものとする。</u></p> <p>(注) <u>(1)の適用がある場合には、68 の 15 の 6-11 の取扱いの適用はない。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(償却費として損金経理をした金額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 6-11 措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 8 号に規定する「償却費とし</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>て損金経理（……）をした金額」には、連結基本通達6-5-1又は6-5-2の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>ただし、連結法人が継続して、これらの金額につきこの「償却費として損金経理（……）をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該連結法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認める。</u></p>

十三 第68条の15の8（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（中小連結法人であるかどうかの判定）</p> <p>68の15の8-2 措置法第68条の15の8第6項の規定の適用上、連結親法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定<u>（措置法第68条の9第8項第7号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）は、措置法第68条の15の8第6項に規定する対象年度（以下「対象年度」という。）終了の時の現況によるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">（廃 止）</p>	<p>（中小連結法人であるかどうかの判定）</p> <p>68の15の8-2 措置法第68条の15の8第6項の規定の適用上、連結親法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定<u>（同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）は、同項に規定する対象年度終了の時の現況によるものとする。</u></p> <p><u>（適用除外事業者であるかどうかの判定）</u></p> <p>68の15の8-3 措置法第68条の15の8第6項の規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第68条の9第8項第7号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>68 の 15 の 8-3 措置法第 68 条の 15 の 8 第 6 項第 1 号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。</u></p> <p><u>(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける連結法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額</u></p> <p><u>(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、連結法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている連結法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額</u></p> <p><u>(雇用安定助成金額の範囲)</u></p>	<p><u>めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>法人の有する資産が対象年度終了の日において当該連結法人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内において当該連結法人の事業の用に供されることが見込まれるときには、当該資産は国内資産に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(資本的支出)</u></p> <p><u>68 の 15 の 8-7 連結法人の有する国内資産につき資本的支出を行った場合の当該資本的支出に係る金額は、68 の 15 の 8-10 ただし書の適用があるものを除き、措置法第 68 条の 15 の 8 第 6 項第 2 号イに掲げる金額（以下「国内設備投資額」という。）に含まれるものとする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした国内資産の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 8-8 連結法人の有する国内資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合における措置法第 68 条の 15 の 8 第 6 項第 2 号イの「国内資産……で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額」は、その圧縮記帳前の実際の取得価額（68 の 15 の 8-10 ただし書の適用があるものにあつては、その圧縮記帳前の実際の取得価額から同通達の「当該連結法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額」を控除した金額）によるものとする。</u></p> <p><u>(贈与による取得があつたものとされる場合の適用除外)</u></p> <p><u>68 の 15 の 8-9 措置法第 68 条の 15 の 8 第 6 項第 2 号イの規定により、贈与による取得は同号イの取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 資産を著しく低い対価の額で取得した場合において、当該対価の額と取得</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の時にける当該資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同号イの規定の適用に当たっては、当該対価の額による取得があったものとする。</u></p> <p>(2) <u>資産を著しく高い対価の額で取得した場合において、当該対価の額と取得の時にける当該資産の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同号イの規定の適用に当たっては、当該資産の価額による取得があったものとする。</u></p> <p>(注) <u>(1)の適用がある場合には、68の15の8-10の取扱いの適用はない。</u></p> <p><u>(償却費として損金経理をした金額)</u></p> <p>68の15の8-10 <u>措置法第68条の15の8第6項第2号ロの「償却費として損金経理をした金額」には、連結基本通達6-5-1又は6-5-2の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>ただし、連結法人が継続して、これらの金額につきこの「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該連結法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認める。</u></p>	(新 設)

十四 第 68 条の 16 (特定船舶の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 16 (特定船舶の特別償却) 関係	第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 1 款 共通事項
(廃 止)	<u>(特別償却の対象となる特定設備等)</u>
	<p><u>68 の 16 (1) -1 特定設備等の特別償却の規定は、連結法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第 68 条の 16 第 1 項に規定する特定設備等（以下「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。</u></p> <p><u>(2) 当該特定設備等について措置法令第 39 条の 49 第 6 項に定める期間（以下「指定期間」という。）内に当該連結法人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。</u></p>
(廃 止)	<u>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</u>
	<p><u>68 の 16 (1) -2 連結法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第 68 条の 16 第 1 項の規定により、措置法令第 39 条の 49 第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む連結法人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、措置法第 68 条の 16 第 1 項の規定の適用がないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等
(廃 止)	<u>(匿名組合契約等に基づいて出資を受ける法人の意義)</u>
	<p><u>68 の 16 (2) -1 連結法人が措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する再生可能エネルギー発電設備等を 2 以上有し、そのうち措置法令第 39 条の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p><u>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</u></p> <p><u>68の16-1 措置法令第39条の49第1項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業</u> (以下「<u>海洋運輸業又は沿海運輸業</u>」という。)を営む連結法人は、<u>海洋又は沿海において運送営業を営む連結法人に限られるから、たとえ連結法人が海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その連結法人の営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業又は</u></p>	<p><u>49第2項第2号に規定する匿名組合契約等の目的である事業(以下「<u>目的事業</u>」 という。)以外の事業の用にのみ供しているものがある場合であっても、<u>目的事業の用に供しているものがあるとき(目的事業の用と目的事業以外の事業の用に共用している場合を含む。)</u>は、<u>当該連結法人は同号の「匿名組合契約等(……)に基づいて出資を受ける連結法人(……)」に該当することに留意する。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第3款 海洋運輸業等</p> <p><u>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</u></p> <p><u>68の16(3)-1 措置法令第39条の49第3項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業を営む連結法人は、海洋又は沿海において運送営業を営む連結法人に限られるから、たとえ連結法人が海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その連結法人の営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451外航海運業」又は「小分類452沿海海運業」に分類する事業が該当する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>沿海運輸業に該当しないことに留意する。</p> <p><u>㊸ 海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類 451 外航海運業」又は「小分類 452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</u></p>	

十五 第 68 条の 18 (被災代替資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 18-8 措置法第 68 条の 18 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同条第 2 項に規定する<u>中小連結法人</u>に該当するかどうかの判定(措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、措置法第 68 条の 18 第 1 項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(中小連結法人等であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 18-8 措置法第 68 条の 18 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する「<u>中小連結法人等</u>」に該当するかどうかの判定(同条第 2 項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、<u>同条第 1 項</u>に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>68 の 18-9 措置法第 68 条の 18 第 1 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者(同条第 2 項に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</p> <p><u>㊸ 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>

十六 第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p>68 の 19-2 措置法第 68 条の 19 第 1 項に規定する研究施設に係る措置法令第 28 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する研究所用の施設 (以下「研究所用の施設」という。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) に必要な資金の額が <u>3 億 5,000 万円</u> 以上であるかどうかは、一の計画に基づき取得する研究所用の施設ごとに判定するものとする。</p> <p>㉔ 研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が <u>3 億 5,000 万円</u> 以上であるかどうかは、その研究所用の施設につき法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けるものであってもこれらの規定の適用を受ける前の金額により判定するが、研究所用の施設に含まれる個々の資産の特別償却額は、これらの規定による圧縮記帳後の金額を基礎として計算することに留意する。</p>	<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p>68 の 19-2 措置法第 68 条の 19 第 1 項に規定する研究施設に係る措置法令第 28 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する研究所用の施設 (以下「研究所用の施設」という。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) に必要な資金の額が <u>3 億円</u> 以上であるかどうかは、一の計画に基づき取得する研究所用の施設ごとに判定するものとする。</p> <p>㉔ 研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が <u>3 億円</u> 以上であるかどうかは、その研究所用の施設につき法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けるものであってもこれらの規定の適用を受ける前の金額により判定するが、研究所用の施設に含まれる個々の資産の特別償却額は、これらの規定による圧縮記帳後の金額を基礎として計算することに留意する。</p>

十七 第 68 条の 20 (特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 20-1 措置法第 68 条の 20 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定 (<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。</u>) <u>は、措置法第 68 条の 20 第 1 項に規定する特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 20-1 措置法第 68 条の 20 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定 (<u>同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。</u>) <u>は、同項に規定する特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 20-2 <u>削 除</u></p>	<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>68 の 20-2 <u>措置法第 68 条の 20 第 1 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>

十八 第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</u></p> <p>68 の 24-1 措置法令第 39 条の 53 に規定する一の共同利用施設の取得価額が <u>400 万円</u> 以上であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</u></p> <p>68 の 24-1 措置法令第 39 条の 53 に規定する一の共同利用施設の取得価額が <u>200 万円</u> 以上であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

十九 第 68 条の 27((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(生産等設備等の範囲)</p> <p>68 の 27-1 措置法令第 39 条の 56 第 1 項に規定する生産等設備は、措置法第 68 条の 27 第 1 項に係る措置法第 45 条第 1 項の表の各号の第 2 欄に掲げる事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p>措置法令第 39 条の 56 第 5 項から第 8 項までに規定する設備についても、同様とする。</p> <p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>68 の 27-2</p> <p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>68 の 27-3 措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ若しくはロ若しくは同項第 2 号の一の生産等設備又は同条第 28 条の 9 第 15 項各号、第 17 項各号、第 19 項各号若しくは第 21 項各号の一の設備で、これらを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第 68 条の 27 第 1 項又は同条第 2 項の表の各号の下欄に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについては、当該一の生産等設備又は当該一の設備を構成する減価償却資産のうち他の特別償却等の規定（当該他の特別償却等の規定に係る措置法第 68 条の 41 の規定を含む。以下同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところ</p>	<p>(生産等設備等の範囲)</p> <p>68 の 27-1 措置法令第 39 条の 56 第 1 項に規定する生産等設備は、措置法第 68 条の 27 第 1 項に係る措置法第 45 条第 1 項の表の各号の第 2 欄に掲げる事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p>措置法令第 39 条の 56 第 5 項から第 8 項までに規定する設備についても、同様とする。</p> <p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>68 の 27-2</p> <p><u>㉔ 同表の第 4 号の上欄に掲げる地区には、同表の第 1 号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>68 の 27-3 措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を超えるかどうかについては、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち他の特別償却等の規定（措置法第 68 条の 27 以外の特別償却等の規定又はこれらの規定に係る措置法第 68 条の 41 の規定をいう。以下同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。</p> <p>措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 2 号イ若しくは第 3 号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ろにより判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68の27-4 措置法令第39条の56第1項に係る措置法令第28条の9第2項第1号イ又は同項第2号の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>措置法令第39条の56第1項に係る措置法令第28条の9第2項第1号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は措置法令第39条の56第5項各号、第6項各号、第7項各号若しくは第8項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円、1,000万円若しくは2,000万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>	<p>計額が1,000万円を超えるかどうか若しくは同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は措置法令第39条の56第5項各号、第6項各号、第7項各号若しくは第8項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円、1,000万円若しくは2,000万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68の27-4 措置法令第39条の56第1項に係る措置法令第28条の9第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</p> <p>措置法令第39条の56第1項に係る措置法令第28条の9第2項第2号イ若しくは第3号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか若しくは同項第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は措置法令第39条の56第5項各号、第6項各号、第7項各号若しくは第8項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円、1,000万円若しくは2,000万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>④ 法の規定による圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産が工業用機械等又は産業振興機械等に該当する場合には、措置法第68条の27第1項又は第2項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる取得価額は、圧縮記帳後の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(新增設の範囲)</p> <p>68 の 27-7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 本文の取扱いは、中小規模法人に該当する連結法人以外の連結法人が取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が、同条第 2 項に規定する新設又は増設に係る<u>同項の表の各号の下欄に掲げる設備</u>を構成する産業振興機械等に該当するかどうかの判定について、準用する。</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27-8 工業用機械等に係る措置法第 45 条第 1 項に規定する工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。 工業用機械等に係る措置法令第 28 条の 9 第 5 項及び第 7 項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備についても、同様とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>㊦</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>68 の 27-9 の 2 工業用機械等に係る措置法令第 28 条の 9 第 4 項第 1 号イに規定する開発研究（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1)</p>	<p><u>取得価額によることに留意する。</u></p> <p>(新增設の範囲)</p> <p>68 の 27-7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 本文の取扱いは、中小規模法人に該当する連結法人以外の連結法人が取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が、同条第 2 項に規定する新設又は増設に係る<u>当該設備</u>を構成する産業振興機械等に該当するかどうかの判定について、準用する。</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27-8 工業用機械等に係る措置法第 45 条第 1 項に規定する工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。 工業用機械等に係る措置法令第 28 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備についても、同様とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>㊦</p> <p>(開発研究の意義)</p> <p>68 の 27-9 の 2 工業用機械等に係る措置法令第 28 条の 9 第 7 項第 1 号イに規定する開発研究（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>	<p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>
<p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>68 の 27-9 の 3 工業用機械等に係る措置法令第 28 条の 9 第 4 項第 1 号イの「専ら開発研究 (……) の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p>	<p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>68 の 27-9 の 3 工業用機械等に係る措置法令第 28 条の 9 第 7 項第 1 号イに規定する「専ら開発研究 (……) の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p>
<p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>68 の 27-9 の 4 連結法人が、その取得をした措置法第 68 条の 27 第 1 項の規定に係る措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該連結法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該連結法人の行う開発研究の用に供したものであるものとして取り扱う。</p>	<p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>68 の 27-9 の 4 連結法人が、その取得をした措置法第 68 条の 27 第 1 項の規定に係る措置法第 45 条第 1 項の表の第 2 号の第 3 欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該連結法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該連結法人の行う開発研究の用に供したものであるものとして取り扱う。</p>
<p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 27-10 工業用機械等に係る措置法第 45 条第 1 項の表の各号の第 3 欄に掲げる建物の附属設備は当該建物とともに取得をする場合における建物附属設備に限られ、産業振興機械等に係る同条第 2 項に規定する建物の附属設備は当該建物とともに取得等をする場合における建物附属設備に限られることに留意す</p>	<p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 27-10 工業用機械等に係る措置法第 45 条第 1 項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、当該建物とともに取得をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p> <p>産業振興機械等に係る同条第 2 項に規定する建物の附属設備についても、同</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p>(取得価額の合計額が <u>20 億円</u> を超えるかどうか等の判定)</p> <p>68 の 27-11 措置法第 68 条の 27 の適用上、同条第 1 項に規定する一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が <u>20 億円又は 10 億円</u> を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。</p> <p>措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ若しくは第 2 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか、<u>同項第 1 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号、第 7 項各号若しくは第 8 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(2 以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>68 の 27-12 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が <u>20 億円又は 10 億円</u> を超えるものを 2 以上の連結事業年度 (それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、当該事業年度) において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて <u>20 億円又は 10 億円</u> を超えることとなる連結事業年度 (以下「超過連結事業年度」という。) における措置法第 68 条の 27 第 1 項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式によるものとする。</p>	<p><u>様とする。</u></p> <p>(取得価額の合計額が <u>10 億円</u> を超えるかどうか等の判定)</p> <p>68 の 27-11 措置法第 68 条の 27 の適用上、同条第 1 項に規定する一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が <u>10 億円又は 20 億円</u> を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。</p> <p>措置法令第 39 条の 56 第 1 項に係る措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,000 万円を <u>超えるかどうか若しくは同項第 2 号イ若しくは第 3 号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうか若しくは同項第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうか又は措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号、第 7 項各号若しくは第 8 項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(2 以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>68 の 27-12 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が <u>10 億円又は 20 億円</u> を超えるものを 2 以上の連結事業年度 (それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、当該事業年度) において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて <u>10 億円又は 20 億円</u> を超えることとなる連結事業年度 (以下 <u>68 の 27-12 において「超過連結事業年度」という。</u>) における措置法第 68 条の 27 第 1 項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式によるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(算式)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{20 億円又} \\ \text{は 10 億円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{超過連結事業年度前の} \\ \text{各連結事業年度(注1)} \\ \text{において事業の用に供} \\ \text{した工業用機械等の取} \\ \text{得価額の合計額(注2)} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \\ \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \\ \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}$ <p>⑥1</p> <p>2</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 27-14</p> <p>⑥ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第 68 条の 27 の適用対象となる事業である措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号若しくは第 2 号の第 2 欄に掲げる製造の事業又は同条第 2 項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p> <p>(中小規模法人であるかどうか等の判定)</p> <p>68 の 27-15 措置法第 68 条の 27 第 2 項の規定の適用上、連結法人が中小規模法人に該当するかどうかの判定(措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p><u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項第 1 号イ及びロ、第 6 項第 1 号イ及びロ、第 7 項第 1 号イ及びロ並びに第 8 項第 1 号イ及びロの「資本金の額等」の判定についても、同様とする。</u></p>	<p>(算式)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{10 億円又} \\ \text{は 20 億円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{超過連結事業年度前の} \\ \text{各連結事業年度(注1)} \\ \text{において事業の用に供} \\ \text{した工業用機械等の取} \\ \text{得価額の合計額(注2)} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \\ \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した個々の工} \\ \text{業用機械等の取得価額} \\ \text{超過連結事業年度において} \\ \text{事業の用に供した工業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額} \end{array}}$ <p>⑥1</p> <p>2</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 27-14</p> <p>⑥ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第 68 条の 27 の適用対象となる事業である措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号から第 3 号までの第 2 欄に掲げる製造の事業又は同条第 2 項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p> <p>(中小規模法人等であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 27-15 措置法第 68 条の 27 第 2 項の規定の適用上、連結法人が中小規模法人又は同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定(同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 27-16 措置法第 68 条の 27 第 2 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>

二十 第 68 条の 41 ((準備金方式による特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(積立限度超過額の認容)</p> <p>68 の 41-1 連結法人が、特別償却対象資産<u>(措置法第 68 条の 40 第 2 項に規定する特別償却対象資産をいう。以下同じ。)</u>に係る特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた特別償却準備金を含む。以下 68 の 41-3 において同じ。）の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第 68 条の 41 第 5 項の規定により当該特別償却対象資産について益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は、同条第 6 項第 3 号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金として計上していた金額のうち積立限度超過額があり、連結法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について、既往の積立限度超過額の取</p>	<p>(積立限度超過額の認容)</p> <p>68 の 41-1 連結法人が、特別償却対象資産に係る特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた特別償却準備金を含む。以下 68 の 41-3 において同じ。）の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第 68 条の 41 第 5 項の規定により当該特別償却対象資産について益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は、同条第 6 項第 3 号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金として計上していた金額のうち積立限度超過額があり、連結法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について、既往の積立限度超過額の取崩しとして連結確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>崩しとして連結確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</p> <p>(初年度特別償却に代える特別償却準備金の積立て)</p> <p>68 の 41-2 連結法人が措置法第 68 条の 41 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受ける連結事業年度において特別償却準備金として積み立てた金額（当該連結事業年度の<u>決算の確定の日</u>までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）が、<u>措置法第 68 条の 11 第 1 項等</u>の初年度特別償却に係るものであるときは、<u>その積み立てた金額</u>につき、措置法第 68 条の 41 第 1 項の積立限度額又は同条第 2 項若しくは第 3 項の積立不足額のいずれを積み立てたものとするかは、連結法人の計算によることに留意する。</p>	<p>認めるものとする。</p> <p>(初年度特別償却に代える特別償却準備金の積立て)</p> <p>68 の 41-2 連結法人が措置法第 68 条の 41 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受ける連結事業年度において特別償却準備金として積み立てた金額（当該連結事業年度の<u>決算確定の日</u>までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）が、<u>措置法第 68 条の 10 第 1 項等</u>初年度特別償却に係るものであるときは、<u>当該積み立てた金額</u>につき、措置法第 68 条の 41 第 1 項の積立限度額又は同条第 2 項若しくは第 3 項の積立不足額のいずれを積み立てたものとするかは、連結法人の計算によることに留意する。</p>

二十一 第 68 条の 59 ((中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>68 の 59-1 措置法第 68 条の 59 第 1 項の規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>④ 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に債権とみられないもの)</p> <p><u>68の59-1</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(実質的に債権とみられないもの)</p> <p><u>68の59-1の2</u></p>

二十二 第68条の61(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(採掘所得金額に係る損金の額)</p> <p><u>68の61-8</u></p> <p>(1) 鉱業に属する<u>棚卸資産</u>の評価換えによる損失の額</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>(採掘所得金額に係る損金の額)</p> <p><u>68の61-8</u></p> <p>(1) 鉱業に属する<u>棚卸資産</u>の評価換えによる損失の額</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>

二十三 第68条の75(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(休憩所等に類する施設の範囲)</p> <p><u>68の75-14</u> 措置法第68条の75第1項に係る措置法規則<u>第22条の5第6項</u>に規定する休憩所、集会場、駐車場、アーケードその他これらに類する施設の「これらに類する施設」とは、例えば小公園、カラー舗装、街路灯などのように主として顧客その他の地域住民の利用に供される施設をいうのであるから、事業</p>	<p>(休憩所等に類する施設の範囲)</p> <p><u>68の75-14</u> 措置法第68条の75第1項に係る措置法規則<u>第22条の5第7項</u>に規定する休憩所、集会場、駐車場、アーケードその他これらに類する施設の「これらに類する施設」とは、例えば小公園、カラー舗装、街路灯などのように主として顧客その他の地域住民の利用に供される施設をいうのであるから、事業</p>

改 正 後	改 正 前
<p>協同組合等の組合事務所及び事業協同組合等の組合員等が共同で使用する店舗、倉庫等のような施設はこれに含まれないことに留意する。</p> <p>(事業の区域の面積判定)</p> <p>68 の 75-15 措置法第 68 条の 75 第 1 項に係る措置法規則第 22 条の 5 第 7 項又は第 10 項に定める区域の面積が 1,000 m²又は 300 m²以上であるかどうかを判定する場合において、例えば店舗併用住宅などのように同条第 7 項又は第 10 項に規定するものの事業の用に供される部分と当該事業以外の用に供される部分からなる建物の用に供される土地については、その土地の全部が当該事業の区域の面積に該当するものとして取り扱う。</p>	<p>協同組合等の組合事務所及び事業協同組合等の組合員等が共同で使用する店舗、倉庫等のような施設はこれに含まれないことに留意する。</p> <p>(事業の区域の面積判定)</p> <p>68 の 75-15 措置法第 68 条の 75 第 1 項に係る措置法規則第 22 条の 5 第 8 項又は第 11 項に定める区域の面積が 1,000 m²又は 300 m²以上であるかどうかを判定する場合において、例えば店舗併用住宅などのように同条第 8 項又は第 11 項に規定するものの事業の用に供される部分と当該事業以外の用に供される部分からなる建物の用に供される土地については、その土地の全部が当該事業の区域の面積に該当するものとして取り扱う。</p>

二十四 第 68 条の 78～第 68 条の 80(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(工場等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>68 の 78(1)-17</p> <p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>68 の 78(1)-18 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の譲渡資産並びに同表の第 4 号の買換資産に係る措置法令第 39 条の 7 第 2 項及び第 39 条の 106 第 3</p>	<p>(工場等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>68 の 78(1)-17</p> <p><u>㊦ 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 3 号の譲渡資産に係る措置法令第 39 条の 7 第 4 項に規定する事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。以下「事務所等」という。）及びその附属設備についても、同様とする。</u></p> <p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>68 の 78(1)-18 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号及び第 3 号の譲渡資産並びに同表の第 6 号の買換資産に係る措置法令第 39 条の 7 第 2 項、第 4 項及び</p>

改 正 後	改 正 前
<p>項に規定する「福利厚生施設」には、社宅、寮、宿泊所、集会所、診療所、保養所、体育館その他のスポーツ施設、食堂その他これらに類する施設が含まれる。</p>	<p>第 39 条の 106 第 3 項に規定する「福利厚生施設」には、社宅、寮、宿泊所、集会所、診療所、保養所、体育館その他のスポーツ施設、食堂その他これらに類する施設が含まれる。</p>
<p>(工場等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)</p>	<p>(工場等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)</p>
<p>68 の 78 (1) -19 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」とは、連結法人が工場等として使用されている建物を有し、かつ、当該連結法人が当該建物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利を有している場合における当該土地又は当該土地の上に存する権利をいう。</p>	<p>68 の 78 (1) -19 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」及び同表の第 3 号の譲渡資産に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」とは、連結法人が工場等 (同号の上欄の土地等にあつては、事務所等) として使用されている建物を有し、かつ、当該連結法人が当該建物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利を有している場合における当該土地又は当該土地の上に存する権利をいう。</p>
<p>(工場等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)</p>	<p>(工場等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)</p>
<p>68 の 78 (1) -20 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する建物の敷地の用に供されている土地等は、当該建物の維持又はその効用を果たすために必要と認められる部分に限られ、当該敷地の用に供されている土地等に含まれるかどうかは、建ぺい率、容積率、土地の利用状況等を総合的に勘案して判定するものとする。</p> <p>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 4 号の下欄に規定する特定施設 (以下「特定施設」という。) の敷地の用に供される土地等についても、同様とする。</p>	<p>68 の 78 (1) -20 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する建物の敷地の用に供されている土地等及び同表の第 3 号の譲渡資産に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の上欄に規定する建物の敷地の用に供されている土地等は、当該建物の維持又はその効用を果たすために必要と認められる部分に限られ、当該敷地の用に供されている土地等に含まれるかどうかは、建ぺい率、容積率、土地の利用状況等を総合的に勘案して判定するものとする。</p> <p>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 6 号の下欄に規定する特定施設 (以下「特定施設」という。) の敷地の用に供される土地等についても、同様とする。</p>
<p>(工場等の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p>	<p>(工場等の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p>
<p>68 の 78 (1) -21 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する建物</p>	<p>68 の 78 (1) -21 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する建物</p>

改 正 後	改 正 前
<p>について、一の建物が工場等の用とその他の用に共用されている場合には、床面積の比等の合理的な基準によってその用途の異なるごとに区分し、工場等の用に供されている部分について、措置法第 68 条の 78 第 1 項又は第 9 項の規定を適用するものとする。</p> <p>(註) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>68 の 78(1)－22 連結法人により取得をされた日から引き続き所有されていた土地等でその所有期間（措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号に規定する所有期間をいう。以下同じ。）が 10 年を超えるものとともに、当該土地等の上に建設した建物で所有期間が 10 年を超えないものの譲渡をした場合には、当該建物は措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の上欄に掲げる資産に該当しないが、当該土地等は同欄に規定する他の要件を満たすものであれば、同欄に掲げる資産に該当することに留意する。</p> <p>同表の第 4 号の上欄に掲げる資産についても、これに準じて取り扱う。</p> <p>(註) ……………</p> <p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p>68 の 78(1)－30 の 2 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 4 号の下欄の特定施設の敷地の用に供される土地等とは、土地又は土地の上に存する権利を取得した時において、現に特定施設の敷地の用に供されているもの及び特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものをいう。</p>	<p>及び同表の第 3 号の譲渡資産に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の上欄に規定する建物について、一の建物が工場等（同号の上欄の建物にあっては、事務所等。以下 68 の 78(1)－21 において同じ。）の用とその他の用に共用されている場合には、床面積の比等の合理的な基準によってその用途の異なるごとに区分し、工場等の用に供されている部分について、措置法第 68 条の 78 第 1 項又は第 9 項の規定を適用するものとする。</p> <p>(註) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>68 の 78(1)－22 連結法人により取得をされた日から引き続き所有されていた土地等でその所有期間（措置法第 68 条の 78 第 1 項第 1 号に規定する所有期間をいう。以下同じ。）が 10 年を超えるものとともに、当該土地等の上に建設した建物で所有期間が 10 年を超えないものの譲渡をした場合には、当該建物は措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の上欄に掲げる資産に該当しないが、当該土地等は同欄に規定する他の要件を満たすものであれば、同欄に掲げる資産に該当することに留意する。</p> <p>同表の第 6 号の上欄に掲げる資産についても、これに準じて取り扱う。</p> <p>(註) ……………</p> <p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p>68 の 78(1)－30 の 2 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 6 号の下欄の特定施設の敷地の用に供される土地等とは、土地又は土地の上に存する権利を取得した時において、現に特定施設の敷地の用に供されているもの及び特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものをいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>68の78(1)－30の3 連結法人が取得した土地等の面積が措置法第68条の78第1項の表の第4号の下欄に規定する300平方メートル以上であるかどうかの判定については、次による。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p>68の78(1)－30の4 特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等が措置法第68条の78第1項の表の第4号の下欄に規定する面積の要件を満たしているかどうかの判定は、当該土地等の面積をそれぞれの施設の床面積の比等の合理的な基準によってそれぞれの施設に対応する部分に区分し、特定施設に対応する部分について行う。</p> <p>(注)</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p>68の78(1)－31 措置法第68条の78第1項の表の第5号の上欄の譲渡資産である船舶には、サルベージ船、工作船、起重機船その他の作業船にあっては、自力で水上を航行しないものも含まれるが、いわゆるかき船、海上ホテル等のようにその形状及び構造が船舶に類似していても主として建物又は構築物として用いることを目的として建造(改造を含む。)されたものは含まれないことに留意する。</p>	<p>(注)</p> <p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>68の78(1)－30の3 連結法人が取得した土地等の面積が措置法第68条の78第1項の表の第6号の下欄に規定する300平方メートル以上であるかどうかの判定については、次による。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p>68の78(1)－30の4 特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等が措置法第68条の78第1項の表の第6号の下欄に規定する面積の要件を満たしているかどうかの判定は、当該土地等の面積をそれぞれの施設の床面積の比等の合理的な基準によってそれぞれの施設に対応する部分に区分し、特定施設に対応する部分について行う。</p> <p>(注)</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p>68の78(1)－31 措置法第68条の78第1項の表の第7号の上欄の譲渡資産である船舶には、サルベージ船、工作船、起重機船その他の作業船にあっては、自力で水上を航行しないものも含まれるが、いわゆるかき船、海上ホテル等のようにその形状及び構造が船舶に類似していても主として建物又は構築物として用いることを目的として建造(改造を含む。)されたものは含まれないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68 の 78(1)－31 の 2 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 5 号の譲渡資産に係る措置法令第 39 条の 7 第 6 項第 1 号に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業(以下「海洋運輸業又は沿海運輸業」という。)は、海洋又は沿海において営む運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</p> <p>㊦ 海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類 451 外航海運業」又は「小分類 452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p>68 の 78(1)－32 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 5 号の下欄の買換資産である船舶は日本船舶に限られるのであるが、当該日本船舶には、外国船籍であった船舶を取得し、これを日本船舶として登録した上運航の用に供した場合の当該船舶が含まれる。</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>68 の 78(1)－38 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の上欄に規定する取得の日につき特例が認められる譲渡資産は、措置法令第 39 条の 106 第 21 項各号に掲げる資産に限られるから、例えば、措置法第 68 条の 78 第 1 項の規定により圧縮記帳の規定の適用を受けている資産を譲渡しても、その資産の取得の日は、連結法人が実際にその資産を取得した日によることに留意する。</p>	<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68 の 78(1)－31 の 2 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の譲渡資産に係る措置法令第 39 条の 7 第 8 項第 1 号に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業は、海洋又は沿海において営む運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</p> <p>㊦ これらの規定に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類 451 外航海運業」又は「小分類 452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p>68 の 78(1)－32 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の下欄の買換資産である船舶は日本船舶に限られるのであるが、当該日本船舶には、外国船籍であった船舶を取得し、これを日本船舶として登録した上運航の用に供した場合の当該船舶が含まれる。</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>68 の 78(1)－38 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号の上欄に規定する取得の日につき特例が認められる譲渡資産は、措置法令第 39 条の 106 第 21 項各号に掲げる資産に限られるから、例えば、措置法第 68 条の 78 第 1 項の規定により圧縮記帳の規定の適用を受けている資産を譲渡しても、その資産の取得の日は、連結法人が実際にその資産を取得した日によることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>68 の 78(1)－39 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の規定を適用する場合において、その譲渡資産が次に掲げるものに該当するときは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>68 の 78(1)－39 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号の規定を適用する場合において、その譲渡資産が次に掲げるものに該当するときは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>
<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>68 の 78(1)－40 連結法人が、措置法第 68 条の 72 第 1 項又は第 5 項の規定の適用を受けた同条第 1 項に係る措置法第 65 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する権利又は当該権利に基づき取得した建物で措置法第 68 条の 72 第 7 項から第 9 項までの規定の適用を受けたものを譲渡した場合における措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の規定の適用については、次によることに留意する。</p> <p>(1) 当該権利を譲渡した場合において、当該権利の取得の基因となった譲渡資産の所有期間が 10 年を超えるときは、当該権利は同項の表の第 1 号又は第 4 号の上欄に掲げる資産に該当する。</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>68 の 78(1)－40 連結法人が、措置法第 68 条の 72 第 1 項又は第 5 項の規定の適用を受けた同条第 1 項に係る措置法第 65 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する権利又は当該権利に基づき取得した建物で措置法第 68 条の 72 第 7 項から第 9 項までの規定の適用を受けたものを譲渡した場合における措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号の規定の適用については、次によることに留意する。</p> <p>(1) 当該権利を譲渡した場合において、当該権利の取得の基因となった譲渡資産の所有期間が 10 年を超えるときは、当該権利は同項の表の第 1 号又は第 6 号の上欄に掲げる資産に該当する。</p> <p>(2) ……………</p>
<p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>68 の 78(1)－41 連結法人が 68 の 78(1)－39 に該当する土地の譲渡（当該土地に係る借地権の設定を含む。）をした場合（その土地の一部が措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の上欄に掲げる土地に該当しないものとされる場合に限る。）において、これらの号の規定の適用を受けるときは、当該各号の</p>	<p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>68 の 78(1)－41 連結法人が 68 の 78(1)－39 に該当する土地の譲渡（当該土地に係る借地権の設定を含む。）をした場合（その土地の一部が措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号の上欄に掲げる土地に該当しないものとされる場合に限る。）において、これらの号の規定の適用を受けるときは、当該各号の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>上欄に掲げる土地に該当するものとされる部分の土地の譲渡について当該各号の規定を適用する。この場合におけるその譲渡対価の額及び譲渡直前の帳簿価額の区分は、68の68(2)－8、68の68(2)－9、68の68(3)－2及び68の68(3)－3の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>68の78(3)－2 連結法人の当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間に譲渡した措置法第68条の78第1項の表の第1号から第4号までに掲げる譲渡資産のうちに、措置法第68条の74の規定の適用がある土地等が2以上ある場合において、当該連結法人が当該土地等の一部につき同条の規定による特別控除の適用を受けたときは、その適用を受けなかった土地等についても、措置法第68条の78の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>措置法第68条の75又は第68条の76の規定の適用についても同様とする。</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68の78(3)－12 連結法人が買換資産につき措置法第68条の78第4項又は第12項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受ける連結事業年度以後の連結事業年度（措置法第65条の7第4項又は第12項の規定の適用を受けた事業年度後の連結事業年度を含む。）においては、当該買換資産について措置法第68条の11、第68条の13から第68条の15まで、第68条の15の5、第68条の15の6の2、第68条の16から第68条の20まで、第68条の24、第68条の27、第68条の29、第68条の31、第68条の33、第68条の35及び第68条の36の規定並びにこれらの規定に係る措置法第68条の40及び第68条の41の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。</p>	<p>上欄に掲げる土地に該当するものとされる部分の土地の譲渡について当該各号の規定を適用する。この場合におけるその譲渡対価の額及び譲渡直前の帳簿価額の区分は、68の68(2)－8、68の68(2)－9、68の68(3)－2及び68の68(3)－3の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>68の78(3)－2 連結法人の当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間に譲渡した措置法第68条の78第1項の表の第1号から第6号までに掲げる譲渡資産のうちに、措置法第68条の74の規定の適用がある土地等が2以上ある場合において、当該連結法人が当該土地等の一部につき同条の規定による特別控除の適用を受けたときは、その適用を受けなかった土地等についても、措置法第68条の78の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>措置法第68条の75又は第68条の76の規定の適用についても同様とする。</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68の78(3)－12 連結法人が買換資産につき措置法第68条の78第4項又は第12項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受ける連結事業年度以後の連結事業年度（措置法第65条の7第4項又は第12項の規定の適用を受けた事業年度後の連結事業年度を含む。）においては、当該買換資産について措置法第68条の10、第68条の11、第68条の13から第68条の15まで、<u>第68条の15の4</u>、第68条の15の5、第68条の15の6の2、第68条の16から第68条の20まで、第68条の24、第68条の27、第68条の29、第68条の31、第68条の33、第68条の35及び第68条の36の規定並びにこれらの規定に係る措置法第68条の40及び第68条の41の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>⑥1 <u>措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する特定機械装置等</u>（以下「<u>特定機械装置等</u>」という。）につき措置法第 68 条の 78 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該連結法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該連結法人の事業の用に供さなくなったため同条第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、その後においても当該<u>特定機械装置等</u>について措置法第 68 条の 11 の規定の適用を受けることはできない。しかし、<u>特定機械装置等</u>をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該連結法人の事業の用に供さなかったため措置法第 68 条の 78 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、<u>その後当該特定機械装置等</u>を当該連結法人の事業の用に供した日（<u>措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する指定期間</u>内の日に限る。）を含む連結事業年度において措置法第 68 条の 11 の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第 68 条の 78 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第 12 項の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>2</p> <p>（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）</p> <p>68 の 78(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む連結事業年度開始の前日に取得した資産につき連結法人が措置法第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 15 の 6 の 2、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定並びにこれらの規定に係る措置法</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>⑥1 <u>措置法第 68 条の 16 第 1 項に規定する特定設備等</u>につき措置法第 68 条の 78 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該連結法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該連結法人の事業の用に供さなくなったため同条第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、その後においても当該<u>特定設備等</u>について措置法第 68 条の 16 第 1 項の規定の適用を受けることはできない。しかし、<u>特定設備等</u>をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該連結法人の事業の用に供さなかったため措置法第 68 条の 78 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、<u>その後当該特定設備等</u>を当該連結法人の事業の用に供した日（<u>適用期間</u>内の日に限る。）を含む連結事業年度において措置法第 68 条の 16 第 1 項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第 68 条の 78 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第 12 項の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>2</p> <p>（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）</p> <p>68 の 78(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む連結事業年度開始の前日に取得した資産につき連結法人が措置法<u>第 68 条の 10</u>、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、<u>第 68 条の 15 の 4</u>、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 15 の 6 の 2、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 41 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 68 条の 78 第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとする。</p> <p>（取得をする見込みである資産に係る書類）</p> <p>68 の 78 (4) - 8 措置法規則第 22 条の 69 第 9 項に規定する取得をする見込みである資産を明らかにする書類は、付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、連結法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 68 条の 79 第 1 項（（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例））の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである<u>資産</u>を届け出る場合に使用します。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>(1) 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 5 号の下欄に掲げる資産（船舶）につ</p>	<p>並びにこれらの規定に係る措置法第 68 条の 41 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 68 条の 78 第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとする。</p> <p>（取得をする見込みである資産に係る書類）</p> <p>68 の 78 (4) - 8 措置法規則第 22 条の 69 第 10 項に規定する取得をする見込みである資産を明らかにする書類は、付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、連結法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 68 条の 79 第 1 項（（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例））の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである<u>買換資産</u>を届け出る場合に使用します。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>(1) 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の下欄に掲げる資産（船舶）につ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いては、「構造 10」、「所在地 11」及び「規模 12」欄を記載する必要はありません。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>7</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>68 の 78 (5) -3 措置法第 68 条の 78 から第 68 条の 80 までの規定の適用を受けようとする場合において、連結確定申告書等への書類の添付は、措置法規則第 22 条の 69 第 3 項又は第 4 項に掲げる資産について買換えをするときに限り必要とされるのであるから、これらの項に掲げる資産以外の資産について買換えの規定の適用を受けようとするときにはその添付を要しないことに留意する。</p>	<p>いては、「構造 10」、「所在地 11」及び「規模 12」欄を記載する必要はありません。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>7</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>68 の 78 (5) -3 措置法第 68 条の 78 から第 68 条の 80 までの規定の適用を受けようとする場合において、連結確定申告書等への書類の添付は、措置法規則第 22 条の 69 第 3 項から第 5 項までに掲げる資産について買換えをするときに限り必要とされるのであるから、これらの項に掲げる資産以外の資産について買換えの規定の適用を受けようとするときにはその添付を要しないことに留意する。</p>

二十五 第 68 条の 86 ((株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(株式の占める割合が 8 割以上となる場合の本制度の適用)</u></p> <p>68 の 86-1 措置法第 68 条の 86 第 1 項の規定を適用するかどうかは、連結法人が任意に選択できるものではないため、同項の「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が 100 分の 80 に満たない」かどうかの判定 (以下「8 割要件の判定」という。) において、その</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>割合が100分の80以上となる場合には、同項の規定を適用して同項に規定する所有株式に係る譲渡対価の額を算定することになることに留意する。</u></p> <p><u>(株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額)</u></p> <p><u>68の86-2 措置法第68条の86第1項の規定の適用上、8割要件の判定及び同項に規定する株式交付割合の算定（以下「株式交付割合の算定」という。）における株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付親会社をいう。以下同じ。）の株式の価額は、原則として当該株式交付の日における価額となるのであるが、8割要件の判定における株式交付親会社の株式の価額は、課税上弊害がない限り、当該株式交付に係る会社法第774条の3第1項の株式交付計画に定められた同項第3号に規定する算定方法における算定基準日の株価を基礎として合理的な手法により算定される価額によることとしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1株未満の株式の譲渡代金を交付した場合の株式の占める割合の判定等)</u></p> <p><u>68の86-3 措置法第68条の86第1項の規定の適用上、8割要件の判定及び株式交付割合の算定は、その適用を受ける株式交付に係る会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社の株主ごとに判定をし、又は算定をすることになることに留意する。この場合において、当該株主に交付された金銭が、その株式交付に際して交付すべき株式交付親会社の株式に1株未満の端数が生じたためにその1株未満の株式の合計数に相当する数の株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として交付されるものであるときは、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に当該株主に対して支払う株式交付の対価であると認められるときを除き、当該株主に対してその1株未満の株式に相当する株式が交付されたものとして、8割要件の判定をし、</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>又は株式交付割合の算定をすることになる。</u>	

二十六 第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)</p> <p>68 の 89-8 措置法第 68 条の 89 第 5 項第 4 号に規定する「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」は、負債の利子等の支払の基因となるもの<u>その他資金の調達に係るもの</u>に限られるのであるから、例えば、利子を付する預り敷金の額は、利子を付する期間に限り同項に規定する「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」に含まれることに留意する。</p>	<p>(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)</p> <p>68 の 89-8 措置法第 68 条の 89 第 5 項第 4 号に規定する「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」は、負債の利子等の支払の基因となるものに限られるのであるから、例えば、利子を付する預り敷金の額は、利子を付する期間に限り同項に規定する「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」に含まれることに留意する。</p>

二十七 第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(経済的な性質が利子に準ずるもの)</p> <p>68 の 89 の 2-5 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 2 項に規定する「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において、損金の額に算入される調整差額 (連結基本通達 2-1-37 の調整差額で損金の額に算入される金額をいう。) が含まれることに留意する。</p> <p>また、<u>同条第 23 項</u>に規定する「経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合において、益金の額に算入される調整差額 (同通達の調整差額で益金の額に算入される金額をいう。) が含まれることに留意する。</p>	<p>(経済的な性質が利子に準ずるもの)</p> <p>68 の 89 の 2-5 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 2 項に規定する「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において、損金の額に算入される調整差額 (連結基本通達 2-1-37 の調整差額で損金の額に算入される金額をいう。) が含まれることに留意する。</p> <p>また、<u>同条第 20 項</u>に規定する「経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合において、益金の額に算入される調整差額 (同通達の調整差額で益金の額に算入される金額をいう。) が含まれることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(連結法人が発行した債券を取得した者が実質的に多数でないもの)</p> <p>68 の 89 の 2-12 金融商品取引業者等（金融商品取引法第 34 条に規定する金融商品取引業者等又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下 68 の 89 の 2-12 において同じ。）が会社法第 679 条に規定する募集社債の総額の引受けを行う契約又はこれに準ずる外国の法令に基づくものを締結し、社債（同法第 2 条第 23 号に規定する社債又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下 68 の 89 の 2-12 において同じ。）を取得する場合において、当該社債が発行された日に当該社債を取得した者が当該金融商品取引業者等又は当該金融商品取引業者等から当該社債の販売を目的として取得した他の金融商品取引業者等のみであっても、複数の者（措置法令第 39 条の 13 の 2 第 14 項各号に掲げる者を除く。以下 68 の 89 の 2-12 において同じ。）が、その発行された日までに当該金融商品取引業者等又は当該他の金融商品取引業者等に対して当該社債の買付けの申込みをしており、かつ、当該複数の者が当該申込みの際に定められた払込みの期日までに当該社債に係る払込みをしているときには、当該社債は措置法第 68 条の 89 の 2 第 2 項第 3 号ホに規定する「その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるもの」には該当しない。</p> <p>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</p> <p>68 の 89 の 2-16 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 15 項第 3 号に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>㊦ 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 17 項第 2 号に規定する「その他これに類する事実」については、(1)又は(2)の「一方の法人」は「連結法人」と、「他方</p>	<p>(連結法人が発行した債券を取得した者が実質的に多数でないもの)</p> <p>68 の 89 の 2-12 金融商品取引業者等（金融商品取引法第 34 条に規定する金融商品取引業者等又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下 68 の 89 の 2-12 において同じ。）が会社法第 679 条に規定する募集社債の総額の引受けを行う契約又はこれに準ずる外国の法令に基づくものを締結し、社債（同法第 2 条第 23 号に規定する社債又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下 68 の 89 の 2-12 において同じ。）を取得する場合において、当該社債が発行された日に当該社債を取得した者が当該金融商品取引業者等又は当該金融商品取引業者等から当該社債の販売を目的として取得した他の金融商品取引業者等のみであっても、複数の者（措置法令第 39 条の 13 の 2 第 12 項各号に掲げる者を除く。以下 68 の 89 の 2-12 において同じ。）が、その発行された日までに当該金融商品取引業者等又は当該他の金融商品取引業者等に対して当該社債の買付けの申込みをしており、かつ、当該複数の者が当該申込みの際に定められた払込みの期日までに当該社債に係る払込みをしているときには、当該社債は措置法第 68 条の 89 の 2 第 2 項第 3 号ホに規定する「その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるもの」には該当しない。</p> <p>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</p> <p>68 の 89 の 2-16 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 13 項第 3 号に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>㊦ 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 15 項第 2 号に規定する「その他これに類する事実」については、(1)又は(2)の「一方の法人」は「連結法人」と、「他方</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の法人」は「個人」と読み替えて適用する。</p> <p>(対応債券現先取引等に係る受取利子等の額の計算方法)</p> <p>68 の 89 の 2-17 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 21 項の「対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」は、連結法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高について 68 の 89 の 2-8 により計算している場合にあっては、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る受取利子等の額を合計し、その合計した金額に次の(1)の金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該連結事業年度におけるこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(公社債の利子から成る部分の金額)</p> <p>68 の 89 の 2-18 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 22 項に規定する「公社債の利子から成る部分の金額」とは、各連結法人が支払を受ける法第 2 条第 28 号に規定する公社債投資信託の収益の分配の額の内訳書において所得税法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する公社債の利子であることが確認できる金額のみをいう。</p>	<p>の法人」は「個人」と読み替えて適用する。</p> <p>(対応債券現先取引等に係る受取利子等の額の計算方法)</p> <p>68 の 89 の 2-17 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 19 項の「対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」は、連結法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高について 68 の 89 の 2-8 により計算している場合にあっては、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る受取利子等の額を合計し、その合計した金額に次の(1)の金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該連結事業年度におけるこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(新 設)</p>

二十八 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号。以下「改正法」という。））、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）をいう。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(2)…試験研究の意義等に関する改正通達の適用時期）</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の68の9(1)－1及び68の9(1)－2の取扱いは、連結法人の連結親法人事業年度（法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(3)…他の者から支払を受ける金額の範囲に関する改正通達の適用時期）</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の68の15の6－2及び68の15の8－3の取扱いは、連結法人の連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する場合の改正法による改正後の措置法（以下「新措置法」という。）第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度又は新措置法第68条の15の8第6項に規定する対象年度に係る新措置法第68条の15の6第1項第1号、第2項第1号若しくは新措置法第68条の15の8第6項第1号に掲げる要件の判定又は新措置法第68条の15の6第1項に規定する税額控除限度額若しくは同条第2項に規定する中</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>小連結法人税額控除限度額の算定の基礎となる給与等の支給額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した場合の改正法による改正前の措置法（以下「旧措置法」という。）第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度に係る同条第1項第1号若しくは第2項第1号に掲げる要件の判定又は同条第1項に規定する税額控除限度額若しくは同条第2項に規定する中小連結法人税額控除限度額の算定の基礎となる給与等の支給額については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(4)…一の生産等設備等の取得価額基準の判定に関する改正通達の適用時期）</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の68の27-3、68の27-4及び68の27-10の取扱いは、連結法人が令和3年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする新措置法第68条の27第1項に規定する工業用機械等及び連結法人が同日以後に同条第2項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用し、連結法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧措置法第68条の27第1項に規定する工業用機械等及び連結法人が同日前に同条第2項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>